

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令（平成十九年政令第百七十  
八号）

最終改正 令和二年十月一日

（中小企業者の範囲）

第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「法」という。）第二条第三項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人

三 旅館業

五千万円

二百人

2 法第二条第三項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 三 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 四 森林組合及び森林組合連合会
- 五 商工組合及び商工組合連合会
- 六 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 七 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- 八 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一

億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

（保険料率）

第二条 法第十九条第四項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条において同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

（商標登録出願等に係る登録料の軽減）

第三条 法第二十四条第一項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した

申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。第二号及び次条第一項において同じ。）が承認地域経済牽引事業（法第十八条に規定する承認地域経済牽引事業をいう。次条第一項において同じ。）が承認地域経済又は役務に係るものであることを証する書面及び承認地域経済牽引事業計画（法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。次条第一項において同じ。）の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
  - 二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の番号又は登録番号
  - 三 登録料の軽減を受けようとする旨
- 2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十条の二第一項若しくは第七項の規定により納付すべき登録料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（商標登録出願の手数料の軽減）

第四条 法第二十四条第二項の規定により商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録が承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面及び承認地域経済牽引事業計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
  - 二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の表示
  - 三 商標登録出願の手数料の軽減を受けようと/orする旨
- 2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第四条第二項の表第一号の規定により計算される商標登録出願の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

#### 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十九年六月十一日）から施行する。

（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法施行令の廃止）

第二条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法施行令（平成九年政令第百九十一号）は、廃止する。

附 則 （平成二〇年八月一〇日政令第二五七号）

この政令は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改定する法律（平成二十年法律第三十七号）の施行の日（平成二十年八月二十二日）から施行する。

附 則 （平成二一年四月一日政令第一一二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年三月三〇日政令第四九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年九月一九日政令第二七六号）

この政令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

附 則 （平成二六年三月三一日政令第一四五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年七月二八日政令第二一〇号）

この政令は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月三十一日）から施行する。

附 則 （平成三一年一月八日政令第二号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附 則 （令和二年九月十六日政令第二八六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（次条第二項において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。